

周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合 体育館指定管理者の選定に係る報告書

令和 7 年 (2025年) 1 1 月 1 0 日

**周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館
指定管理者選定委員会**

令和7年11月10日

周防大島町長 藤本 淨孝様

周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館
指定管理者選定委員会 委員長 國行 敬子

周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の選定に係る報告書

周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者について、当委員会における審査の結果、次のとおり優先交渉権者を選定したので、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要領第2条第4号の規定に基づき報告します。

1 選定委員会の開催状況

- 第1回 令和7年10月27日（月）13:00～15:30
(周防大島町大島文化センター 研修室1・2)
 - ・委嘱状交付
 - ・選定委員会委員長・副委員長の選任
 - ・募集要項の説明
 - ・審査方法（審査基準及び配点）の決定
 - ・応募者からの事業計画書のヒアリング
 - ・審査及び採点
 - ・優先交渉権者の選定
- 第2回 令和7年11月10日（月）13:00～13:30
(蒲野農村環境改善センター 健康管理室)
 - ・報告書の作成審議
 - ・町長へ報告

2 選定の進め方

(1) 選定の手順

応募者から提出された事業計画書等について、事務局により資格要件及び様式、添付書類等の形式審査を行った。その後、第1回選定委員会で審査基準や配点を決定の上、応募者からの事業計画書等のヒアリングによる内容審査を行い、優先交渉権者を選定することとした。

選定フローは下表のとおり

年 月	選定スケジュール
令和7年9月・10月	募集要項配布・公募受付 (令和7年9月4日(木)～10月6日(月))
令和7年10月	第1回選定委員会(審査基準・方法等の審議・応募者ヒアリング・審査、優先交渉権者の決定)
令和7年11月	第2回選定委員会(報告書作成)
令和7年12月	指定管理者の指定議決 (令和7年第4回周防大島町議会定例会)

(2) 審査の方法

事業計画書等の審査基準として、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に掲げる5つの基準を踏まえ、次のとおり具体的な審査項目等を設定し、それぞれ配点を定めた。

また、候補者として選定されるための採点の最低基準点を総配点の100分の60以上を満たすこととした（150点×5人=750点。750点×60/100=450点。∴最低基準点=450点以上）。

(選定委員1名の配点)

審査基準	審査事項	配点
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・平等な利用の確保 ・利用増進に向けた方途 ・サービス向上に向けた提案 ・利用者ニーズの把握 ・トラブルの未然防止策と対処方法 ・地域や関係団体等との連携 	30
2 公の施設の効用を最大限に發揮するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者となる意義や責務の認識 (町の方針、施設の性格、設置目的、業務等の理解度) 	20
3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理の内容 ・個人情報の保護の取扱い ・防犯・災害その他緊急時の危機管理 ・収支計画 ・経費縮減へ向けた取り組み ・指定管理料の額 	40
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制や配置人員 ・職員の指導育成、研修体制 ・法人の財務状況 ・施設管理のノウハウ ・経理の明瞭性、規律性及び情報公開や監査請求への対応 	25
5 その他町長等が別に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・レストラン、物販等の町内仕入予定(実績)額 ・町内の雇用予定(実績)人数 ・類似施設の管理実績 ・事務所の所在地 ・スポーツの振興及び健康増進の観点から町民の生活文化の向上、心身の健全な発展に資するよう適切な対応 	35
合	計	150

3 審査の状況

1 団体から応募があり応募者の資格や事業計画書等について厳正に審査を行った。

(1) 応募者の資格等の適合審査

応募者の資格については、官公署の証明書類との照合等により適合していることを確認した。

また、事業計画書等についても、募集要項に示した様式に適合し、必要な書類が添付されていることを事務局が確認し、選定委員会に報告した。

(2) 事業計画書の審査

応募者から提出された事業計画書及びそのヒアリングを基に、予め決定した審査方法（審査基準及び配点）に基づいて審査（評価）した。

4 審査結果

選定委員会における評価点の集計結果は次のとおりであり、これを踏まえ、委員会において協議した結果、合計評価点が最低基準点を上回っているため、株式会社三宅商事（以下「A団体」という）を優先交渉権者に選定した。

審査基準	A団体
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	130
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	90
3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	187
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	117
5 その他町長等が別に定める事項	167
合計	691

※ 委員5人の合計で750点満点

5 審査の講評

選定委員会において審査の内容について、次のとおり協議・検討を行った。

(1) 総評

A団体は、活発かつ多様なアイデアで事業へ取組み、十分に評価ができる。

今回の応募にあたり、提出資料やプレゼンテーション等から、なお一層、積極的に努力しようという意欲が感じられた。経営的にも安定しており、これまでの実績を生かし、利用者のためにさらなる活動的な取り組みが期待できる。

これらを総合的に勘案した結果、優先交渉権者として適格であるとしてA団体を選定した。

(2) 委員会における主な評価、意見

- A団体は、安定した経営を行っており、安心して任せることができる会社と思う。事故対応や防災の観点でも、マニュアルがしっかりとしており、よく教育している。提出された申請書の一式は、非常に良い仕上がりである。
- A団体は、利用者数の伸び率は優れており、生涯スポーツの観点では、成果を積んできたと評価できる。今後は、施設管理に留まらず、地域や学校、各種団体との連携によって、施設をさらに活性化させていく必要があり、今がその転換点であるため、しっかりと連携を強化していってほしい。
- A団体は、経営状況や基盤に関しては、安定した経営を行っているので、これに関しては問題ない。管理の状況も概ね良好と言える。これから約5年間について、目標5万人を掲げたが、達成するための根拠や収支計画については、今後、町教育委員会と連携しながら具体的に詰めていってほしい。
- 小学生から社会人まで、世代の幅を広く、しっかりと利用してもらえるように、町教育委員会、各種団体と連携していってほしい。人口減少、子供の割合の減少、高齢者の割合の増加がこれからも進むとすれば、町内の人間だけで5万人を達成するのは非常に困難である。町外の人間にもしっかりと活用してもらうための策を展開していってほしい。

周防大島町陸上競技場及び総合体育館指定管理者選定委員会委員

区分	氏名	役職
委員長	國行 敬子	周防大島町教育委員
副委員長	有吉 祥男	有吉司法書士事務所代表（司法書士）
委員	小川 忠良	周防大島町スポーツ推進委員長
委員	瀬尾 賢一郎	周南公立大学人間健康科学部 准教授
委員	前 貴棋	前貴棋中小企業診断士